

## 令和3年第2回（通算第122回）当別町都市計画審議会報告書

- 1 日 時 令和3年7月21日（水） 15：30～16：00
- 2 場 所 役場 第2庁舎
- 3 出席者  
(出席委員) 高橋会長、岡野委員、山田委員、山崎委員、秋場委員、古谷委員、滝本委員、佃委員、渡辺委員、吉原委員  
(町及び事務局) 宮司町長  
【建設水道部】 北村建設水道部参与、岩城建設課長、木立上下水道課長  
【事業推進部】 乗木事業推進部長、高田事業推進課長  
事業推進課 坪井主幹、須藤係長、中鉢主任、山手主事

#### 4 会議概要

開会后、次第に基づき次のとおり審議会を取り進めた。

- ・高橋会長挨拶
- ・宮司町長挨拶
- ・諮 問

町長から高橋会長へ「当別都市計画用途地域の変更について」の諮問書が手渡された。

- ・議 事（審議事項）

高田課長から「当別都市計画用途地域の変更について」（別冊）資料に基づき説明した。

- ・審議経過

##### （1）当別都市計画用途地域の変更について

山田委員：商業地域内には現状も高い建物はあり、また、今後建てることも可能だが、用途地域を変更する必要があるのか。

事 務 局：現在の商業地域内には北側の準工業地域に日影が落ちる場所があり、そこが日影規制の対象となるため、高度利用が図られるよう準工業地域の容積率を変更する。現在、商業地域内にある高い建物は、準工業地域に影響がなければ、日影規制の対象外である。

山田委員：準工業地域内に既存の高層マンションを建設できた理由は。

事 務 局：北側の敷地が鉄道線路に接する場合は、日影規制の緩和対象となる。

山崎委員：令和2年3月策定の立地適正化計画で当別駅と太美駅を拠点とするとしたが、今回、当別駅周辺で具体的な案件が出てきたため、当別駅周辺の用途地域を変更するのか。太美駅周辺の用途地域を変更する予定はあるのか。

事 務 局：当別駅周辺のみ用途地域を変更する理由は、具体的な案件が出たのも一つのきっかけだが、太美駅周辺は準工業地域の指定が無い場合、商業地域としての

高度利用ができるが、当別駅周辺は準工業地域により、隣接する商業地域にて高度利用ができないためである。

・審議結果

- (1) 当別都市計画用途地域の変更については、妥当であると判断し、答申は会長に一任することです承を得た。

以上